

入札公告

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和4年9月2日

宮城県栗原市長 佐藤 智

1 一般競争入札に付する物件

以下の物品を個別に入札に付し、各々売り払う。

自動車

物件番号	名称等	登録	排気量	走行距離	予定価格	入札保証金
1	スバル	H6.	0.65 L	9,549km	10,000円	1,000円
2	スバル	H8.	0.65 L	10,944km	10,000円	1,000円

※走行距離が増加することがあります。

2 入札方法

紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）を利用し入札を行う。入札に関する手続きについては、別に定めるインターネット公有財産売却ガイドライン及び売却システムに係る規約（ガイドラインを含む。）に従って行う。

3 参加資格に関する事項

次に掲げる者は、入札に参加することができない。

- （1）地方自治法施行令第167条4第1項又は同条第2項各号に該当すると認められる方
- （2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号までの規定に該当する方
- （3）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条による観察処分を受けた団体及びその関係者
- （4）日本語を完全に理解できない方
- （5）栗原市が定めるガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）及び紀尾井町戦略研究所株式会社が定めるKSI官公庁オークションに関連する利用規約、各種ガイドラインの内容を承諾せず、順守することができない方
- （6）公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格など有していない方

4 入札参加申込について

(1) 入札参加希望者は、あらかじめ公有財産売却システムにて仮参加申込手続きを行った後、次の書類を提出すること。

- ・ 公有財産売却一般競争入札参加申込書
- ・ 添付書類

住民票抄本（法人の場合は商業登記簿謄本）

印鑑登録証明書

※複数の物件について申し込みをする場合、物件ごとに申込書が必要になりますが

添付書類は1通のみの提出で可。

(2) 書類の提出期間（郵送の場合は、申込締切日の消印有効）

令和4年9月2日（金）午後1時から

令和4年9月20日（火）午後2時まで（閉庁日を除く）

(3) 提出場所 栗原市役所 総務部管財課財産係

〒987-2293 宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 栗原市役所 総務部管財課財産係

栗原市ホームページ (<http://www.kuriharacity.jp/>) 及び売却システム上

(2) 期間 令和4年9月2日（金）午後1時から

令和4年9月20日（火）午後2時まで（閉庁日を除く）

※ホームページ上は期間終了まで閲覧できます。

6 入札説明書（栗原市インターネット公有財産売却ガイドライン）を交付する場所及び期間5の（1）及び（2）に同じ

7 現地説明会を行う場所及び日時

(1) 物件番号1 栗原市消防本部 （宮城県栗原市築館留場中田111-1）

物件番号2 栗原市消防本部 （宮城県栗原市築館留場中田111-1）

(2) 日 時 令和4年9月9日（金）午前10時から午後4時まで

8 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者、栗原市が定めた入札保証金を、入札に参加しようとする者名義のクレジットカードにより納付しなければならない。

(2) 落札者の納付した入札保証金は、本人の申し出により契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後に還付する。

ただし、申し出により契約保証金に充当する場合を除く。

(4) 入札保証金には、利息を付さない。

9 一般競争入札等の場所及び期間

(1) 場所 紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システム上

(2) 期間 令和4年10月4日（火）午後1時から

令和4年10月11日（火）午後1時まで

(3) 開札 令和4年10月13日（木）午後5時以降

10 入札の方法

- (1) 紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システム上で入札価格を登録する。
なお、この登録は一度しか行うことができない。
- (2) 入札書の送付又は持参による提出は認めない。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のないものがした入札
- (2) 入札価格が最低落札価格未満の額の入札
- (3) 入札に関し、不正な行為を行ったものがした入札
- (4) その他入札に関する法律に違反した入札

12 落札者の決定方法

入札期間終了後、栗原市は開札を行い、入札物件ごとに売却システム上の入札において、有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高の価格で入札した者を落札者とする。ただし、当該最高の価格をもって入札した者が2人以上あるときは、くじ引き（自動抽選）により落札者を決定する。

13 契約に関する事項

(1) 契約の締結

落札者が決定後、栗原市より契約書を2通送付し、落札者は送付された契約書に必要な事項を記入・押印のうえ、市町村が発行する身分証明書（落札者が個人の場合のみ）と併せて栗原市に直接持参又は郵送すること。

なお、落札者が、令和4年10月20日（木）午後5時までに契約を締結しないときは、その落札を無効とし、入札保証金は栗原市に帰属する。

(2) 契約保証金

契約保証金の額は入札保証金の額と同額とし、落札者が納付した入札保証金を契約保証金に充当することができる。また、契約保証金は、売払い代金の一部に充てることができるものとするが充当するまでの間、利息は付さないものとする。

(3) 契約の解除

契約に定める義務に違反したとき、栗原市が定める一般競争入札に参加するために必要な資格又は契約締結に必要な資格がないことが判明したときは契約を解除することができる。

(4) 売払い代金の納入

ア 契約を締結した者は、令和4年10月25日（火）午後2時30分までに、栗原市が指定した金融機関により当該契約に係る売払い代金を納入しなければならない。

イ 契約を締結した者は、申し出により既に納付した契約保証金を売払い代金の一部に充当することができる。この場合において、売払い代金と既に納付された契約保証金との差額を令和4年10月25日（火）午後2時30分までに、栗原市が指定した金融機関に納入しなければならない。

(5) 売払物件の引渡し

売払物件は、落札者が売払代金の支払いが完了し、栗原市から落札者に所有権が移転したときに、現状のまま引渡しを行うものとする。

14 その他

- (1) 売却物件は経年劣化、キズ、不具合箇所もあるので、十分理解した上で入札すること。また、栗原市は瑕疵担保責任を負わないこととする。
- (2) 引渡しに関する費用や、登録費用はすべて落札者の負担とする。
- (3) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

栗原市役所 総務部管財課財産係

宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号

電話番号 0228-22-1116 (内線255)